

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

(第61回、令和6年度第3回)

- 1 日 時 令和7年3月18日(火) 9時30分～11時45分
- 2 会 場 京都経済センター 6階 6-D会議室
- 3 出席者 坂元座長、阿久澤副座長、康委員、鈴木委員、外村委員、寺内委員、中西委員、平野委員
(上田委員、武田委員、柳瀬委員、北村委員、曾我部委員 欠席)
京都府：人権啓発推進室長、教育庁人権教育室長、国際課長、家庭・青少年支援課長 他
- 4 傍聴者 2名
- 5 開 会 浅野人権啓発推進室長あいさつ
- 6 議事の概要

(1) 意見交換

◆2025年度(令和7年度)実施方針・実施計画について

資料1～資料5により、事務局及び関係部局から説明

【主な意見・質疑・応答】 (○：委員、●：事務局等)

- 「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」について今回の実施方針に盛り込みたいとのことだが、この条例案には差別禁止規定が一切盛り込まれておらず、新たな条例として制定するにはあまりにも内容が無いのではないかと思います。今からでも方向転換して考え直してほしいというのが私の意見である。
- 実施方針の7ページ第3の三つ目の段落の三行目から「社会的に弱い立場におかれた当事者が、自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点と、誰もが差別・排除の対象とされことなく社会参加ができるようにしていくという視点が重要である。」という文章がある。Aの視点とBの視点が大切であるということが書かれていて、Aの視点は弱い立場の当事者が努力しなければならない内容になっている。それを書くのであればBには社会的に強い立場におかれたマジョリティの側の努力すべき点が書かれるべきではないかと思うが、問題がぼかされた書き方になっており、このような書き方は問題だと思う。これは条例案にも共通しており、全体の中でマイノリティが埋没している。
- 条例については、ヘイトスピーチ等の特定の課題に焦点を当てたものではなく、一人ひとりの人権や尊厳を尊重する意識を浸透させていくことによって差別のない社会をつくりあげていこうというもので、今回提案させていただいたところ。マイノリティの方や当事者の視点については、今後推進計画の見直しの際などに十分考慮したうえで反映していきたいと考えている。
- 説明の内容に質問の意図と違う理解をされていると思った点があるので、その点補足したい。一つは共生社会の実現についてだが、これは前段があり、2024年実施の府民調査の中で「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである」に対しては、“賛成”が55.1%となった。これを踏まえると、日本社会に同化を強いるのではなく、自分とは異なる文化をきちん

と尊重する姿勢をマジョリティに対して教育してほしいという意図である。

- 総合計画に記載しているように、多文化共生は大切と考えており、これまでも多文化共生をテーマにしたシンポジウムやセミナー等を開催しているところ。引き続き多文化共生の重要性を広めていきたいと考えている。

○実施方針に、これまでの人権施策の変遷がわかるような記述が冒頭にあればいいと思う。

日本の人権政策では、人権擁護推進審議会で教育・啓発と人権侵害の被害者救済の二つの答申が行われたにも関わらず、教育啓発のみ法律ができ（人権教育啓発推進法）、救済は置き去りになったまま今に至っている。本来の人権政策は教育啓発(promotion)と救済(protection)はセットであるのに、そういった経緯が広く知られないままであると、教育・啓発だけが人権政策であるかのよう

に誤解されてしまうからだ。

- 実施方針は年度ごとに作成しているため、歴史的背景については詳しく書いていないが、来年度の推進計画見直しの際には記載したい。その際にご指導いただければと考えている。啓発についても検討していきたいと考えている。

○最近、いじめの問題が法律相談で多くなっているところ。障害のある子がいじめにあったり、いじめている子は自覚がなかったり、その場では済まされたものがだんだん積み重なって大きな問題になっていくような傾向があると思う。複数人でどう対応していくのか、現場の対応をご検討いただけたらと思う。

- 毎年度いじめの全国的な調査があり、「児童生徒1000人当たりのいじめ認知件数」については、京都府は全国に比べて高い傾向があり、昨年度（令和5年度）は、京都府は77.8件、全国平均は57.9件だった。

これは、いじめの初期段階の事案でも幅広く把握し、また、担任だけでなく学校全体で組織的に対応していただいているため、認知件数が多くなっているものと考えている。

発達段階に応じて、本人がいじめだとわからないのであれば、必要に応じて保護者に聴き取りを行うなど、これまでから様々な方法により把握しているところであり、今後も各学校と連携して取り組んでまいりたい。

○情報提供だが、昨年(2021)の12月27日に旧優生保護法に対する最高裁の違憲判決が出た。現在、内閣府で障害者に対する偏見・差別をなくす行動計画をまとめているところ。

(2) 報告事項① 府民意識調査について

◆ 資料6により、事務局から説明

【主な意見・質疑・応答】 (○：委員、●：事務局等)

○ヘイトスピーチの認知度ををはかる質問があり、京都府は67%となっている。内閣府調査でも同じ質問があり、全国では69.3%だが、地域別に見ると近畿は77%となっており、京都府の結果が近畿の平均より低いという状況に少し驚いた。部落差別と同様に地域差があり、北部ではヘイトスピーチを知っている人が5割を切るという状況であるため、地域差を含めて認知や人権の理解をどう増やしていくのかということが重要だと思った。

また学校の人権教育を経験している人は全体で6割を超えており、とりわけ10代20代だと9割が学校で人権を学習していると答えている。学校の影響は大きく、学校の人権教育は重要だと思う。

結婚におけるマイノリティの忌避意識は、部落に対するものと在日コリアンに対するものは類似した結果になっているが、集住地域に対する考え方では現れ方が異なる。どういう意識で忌避するか、偏見の違いのようなものは見えてきているので、啓発に活かしていただきたい。

○今回の調査の有効回収率35.2%ということだが、督促は何回したのか。滋賀県の場合は1回督促してもあまり回収率がよくなかったため、2回督促して期間も延長し、その結果、有効回収率が50%になっていた。京都府の場合はどうか。

●督促は1回行った。前回の府民意識調査での有効回収率は50%近くあり、個人情報への意識の高まりなどの要因により回収率が下がったと思われる。

○「過去5年間に人権侵害を受けた経験はない」という質問項目だが、通常は「過去5年間に人権侵害を受けた経験があるか」と聞き、さらに「その時あなたはどうしましたか」と聞いた上で具体的な相談先を知っているか聞くものだと思う。質問自体がマジョリティのほうを向いているというか、人権侵害を受けるのはどちらかというとマイノリティの方が多いため、人権侵害を受けた経験がないというだけでなく、あるというのも重要。そこは入れるべきではないかと思う。

○回収率が低くなっているため、質問ごとの回答割合の前回調査と比べての1%や2%の差は、あまり差があるとは言えないということになる。

○有効回収率が低くなると、必要なクロス調査ができなかったり、十分な分析ができなくなったりする可能性もあるため、回収率を上げる方策も考えていただければと思う。

○数字の捉え方についてだが、「京都府民の人権意識は10年前と比べて高くなっている」と思う人が約5割、一方で「人権が尊重される豊かな社会になっていると感じる」人は約3割となっている。意識は高くなっているが人権が尊重される豊かな社会になっていると思う人はそれほどいないという解釈をしたが、そのような解釈でよいのか。
また、今回意識調査に加えられたパートナーシップ制度の項目について、その意図を教えてください。

○ご指摘の点は、「人権が尊重される豊かな社会になっていると感じる」と答えた人が他の質問にどのように回答しているのかクロス集計して分析する必要があると感じた。
パートナーシップ制度に関する項目は、前回調査では人権三法と新型コロナウイルスに関する質問が中心であり、これは、今回追加したもののひとつ。他の自治体に広がってきている施策でもあり、施策の認知度と共に、性的少数者の人権擁護に対する意識等をはかる質問として入れたもの。

○人口比で見るとパートナーシップ制度はかなり広がってきていると言える。パートナーシップ制度について府として何か見解はあるか。

●京都府としては導入していないが、都道府県単位では30都府県で導入されている。パートナーシップ制度については様々な意見があるということもあり、京都府としては当事者の生きづらさの解消や社会の理解を促進していきたいと考えている。今後、十分な検討を行うために今回調査の項目に加えたところ。

(3) 報告事項② 「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」案について

◆資料7～資料8により、事務局から説明

○どのようにプロセスが進みどのように意見が反映されるのかというところに最も関心があるが、条例で懇話会を設置するということは、懇話会で行われた意見交換が、その後、政策にどう反映されるのか、されないのか、というプロセスが見えるようにする必要があるのではないか。また、差別を禁止する条例に向かうにしても、条例改正にはそれなりの立法事実が必要であり、ヘイトスピーチや部落差別、その他の差別の実態などの立法事実を出せる方が委員に入る必要があると思う。建設的な議論ができるような懇話会にしていく必要があると強く思う。

●京都府として積み重ねてきた条例制定のプロセスを逐一踏襲するかたちで進めてきたところであるが、多くの方々から条例の内容やプロセスについて批判の御意見をいただき、もう少し他のやり方があったのではないかと思うところはある。仮に今回の条例が制定されれば、今後条例の運用段階に入っていくが、その中で特に重要な推進計画の策定等のプロセスにおいて、今回頂戴した御意見を糧により十分にご説明をして府民の皆様の御意見を承り、反映していく方法についてさらに検討してまいりたい。

○パブリックコメントに対する京都府の考え方について、いろんな御意見に対して、国において法律で定められるのが適当であるとか、国に働きかけているというような回答がいくつか見られた。今回の条例は個人の尊厳や人権の尊重を社会に浸透させることを目的としたものとのことだが、それは既に憲法に書かれているため、京都府では国で現状なされていないヘイトスピーチ対策や、国の法律では不十分なところをカバーするような条例をぜひ考えていただきたい。今回の条例が個別の人権問題に対応するものでないなら、今後別の条例を策定されるのか。

●現在もそうだが、差別等の人権侵害が起こった時にその状況に応じて対応していくという京都府のスタンスは、条例のあるなしに関わらず基本的に持っている。今後も個別の問題について対処していく中で、対処の方策として条例をどうするのか、今回の条例を改正するのか、個別の人権問題についての新たな条例を策定すべきなのか、ということも、選択肢の一つとして否定することなく検討してまいりたい。

○今回の条例は理念条例ということで、様々な団体から実効性に乏しいという指摘や疑問の声が上がっているとすれば、それについては丁寧な説明が必要だと思う。京都における個々のヘイトスピーチ等の歴史や過去の経緯を踏まえた上で、強い姿勢を盛り込んでもよかったのではないかと個人的には思うが、京都の歴史や経緯がある中でなぜ今この理念条例をつくるのか、理由をお聞かせ願う。

●まず社会の中に実際に存在している差別や誹謗中傷などの人権侵害については、絶対に許してはならないしあってはならないというのが基本認識。現在条例を持っていないが、そのようなスタンスでヘイトスピーチ、部落差別、障害者差別等の個別の人権問題についても対処しているところ。この間のコロナ禍やインターネット上の人権侵害の状況などを鑑み、改めて基本的人権はいかなる状況においても保障されなければならない、尊重されなければならないということをしっかり社会の中に浸透させていく、定着させていくということが必要であるということで、個別の人権問題に対してはしっかりと対応しながら、全ての人の尊厳と人権を大切にするという社会の下地をつくっていくための条例が必要であるというのが、今回条例制定を目指した動機である。

○懇話会は専門的な知見を有する方で構成するとあるが、専門的な方以外に、やはり当事者の方が意見を言う場が必要ではないかと思う。障害当事者の方、外国人の方、セクシュアルマイノリティの方、不登校の当事者の方であっても今はオンラインでつながることができる。そういう方がやはり意見を言うことが一番必要ではないかと思う。

●懇話会の委員の構成についてはこれから検討させていただく段階であるが、当事者のご意見をお聴きして、具体的な京都府の施策に反映させていくプロセスは大事なことだと思っている。現在も、庁内各部局がそれぞれの所管分野に応じて当事者団体の方々と意見交換する機会を持っている。人権教育・啓発推進計画や計画に基づく施策を推進していくにあたって部局横断的な推進本部を設置しており、その場において様々な当事者の方々から頂戴した御意見を共有しながら具体的な施策等に反映させていくという仕組みで取り組んできたところであり、今後についてもその点をさらに充実させていきたい。

○条例成立後についても、本日様々な御意見を頂戴したように、府民の皆様にも色々な御意見があると思う。各分野において幅広く意見を聴取していただき、人権が尊重される京都府の実現に引き続きご尽力いただきたい。

○ヘイトスピーチの今後の状況に応じて対応していくとのことだが、現状、すでに非常に苦しい状況であるということをお伝えしておきたい。当事者は常に恐れながら不自由な気持ちで毎日を暮らしている。たとえば外国のニュースで、いろんなヘイトクライムが起こったときに、州知事や大統領がこのような憎悪犯罪は許されないというコメントを出しているのを見ると、羨ましいと思ってしまう。京都では朝鮮学校襲撃事件、ウトロ放火事件等の深刻なヘイトクライムが起きたが、それに対して京都府知事がこのような憎悪犯罪は京都府下では許されるものではないという発言をしていただければどれだけ心強かったか、だからこそ条例案の中にも差別は許されないということを盛り込んでほしかったと思う。